

「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定）（抄）

Ⅱ 分野別措置事項

4 投資促進等分野

(2) 個別措置事項

⑦その他民間事業者等の要望に応える見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
63	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（セーフ・ハーバーの検討）	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。	平成 27 年度検討・結論、結論を得次第措置	公正取引委員会